

# 大阪府立中央図書館貸出レシート（貸出資料情報）

## 取扱い基準

### （趣旨）

第1条 この基準は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び大阪府立中央図書館広告等掲載要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、大阪府立中央図書館が資料貸出の際に配付する貸出レシート（以下「貸出資料情報」という）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### （広告の規格）

第2条 広告の規格については、掲載位置、サイズ等を考慮して別に定めるものとする。

### （掲載可能な広告の範囲）

第3条 貸出資料情報に掲載できる広告等の内容については要領第2条の規定によるものとする。

### （広告の掲載期間）

第4条 広告を掲載する期間は1か月を単位とする。

2 広告掲載の日は毎月1日から月末までを基本とする。

3 広告掲載希望者の申し出により、館長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

### （広告掲載希望者の募集）

第5条 広告掲載希望者の募集は、公募により行う。

2 前項の公募は大阪府及び大阪府立中央図書館ホームページ等に募集要項を掲載することにより行うものとする。

### （広告掲載希望者の申込み）

第6条 広告掲載希望者は前条の公募に応じて、募集要項に定める申込書を館長に提出しなければならない。

### （広告掲載の選定）

第7条 館長は、前条の規定による申込みをした者のうちから、要領第3条の中央図書館広告等掲載審査委員会に諮って広告掲載者（以下「広告主」）を選定する。

2 館長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知する。

### （広告掲載内容の承諾）

第8条 広告主は掲載内容及び条件等を記載した承諾書を館長に提出する。

### （広告料）

第9条 広告主は、1ヶ月あたり35,000円の広告料を館長が指定する期日までに納付する。

### （広告原稿の修正）

第10条 広告主は、館長から掲載する広告文について修正の要請があった場合は、協議に応じなければならない。

2 広告主は、前項の規定により広告等の内容を変更するときは、掲載開始日の7日前までに館長と協議するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 館長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きをすることなく、広告等の掲載を取消することができる。

(1) 指定する期日までに広告料が納付されないとき。

(2) 指定する期日までに第10条に規定する広告等の内容の修正を広告主が行わないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、広告等の掲載を継続することが適切でないとして館長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は掲載決定の通知を受け取った場合においても、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により館長に申し出なければならない。

3 第1項に定める場合のほか、いかなる理由があっても、納付された広告料は返還しない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(大阪府立中之島図書館貸出レシートへの掲載)

第14条 広告主が、大阪府立中之島図書館の貸出レシートに広告掲載を希望した場合、館長は大阪府立中之島図書館長と協議の上、大阪府立中央図書館と同じ内容を同じ期間中に大阪府立中之島図書館の貸出レシートに掲載することができる。

ただし、その広告料は中央図書館の広告料に含むものとする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載等に関して必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この取扱い基準は、平成18年8月25日から施行する。

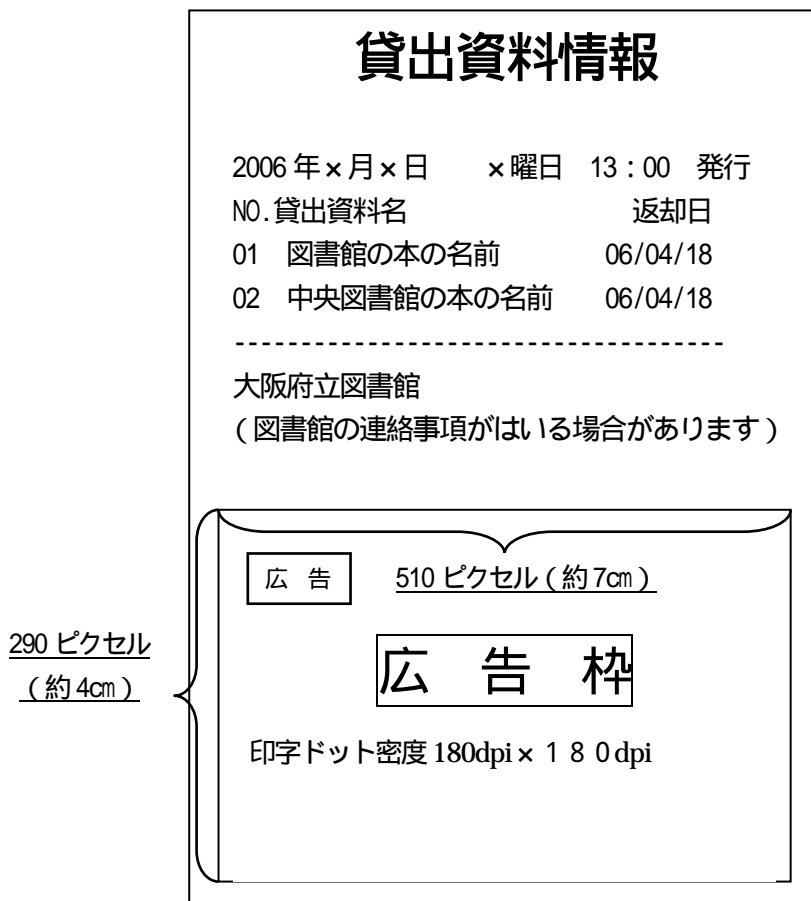
附 則

この取扱い基準は、平成19年7月25日から施行する。

## 貸出レシート（貸出資料情報）広告規格

1. 大きさ 幅510ピクセル×高さ290ピクセル  
印字密度180dpi×180dpi  
(幅約7cm×高さ約4cm)
2. 広告位置 発行する貸出レシート（貸出資料情報）前面下部  
(下記のイメージ図参照)
  - 1 広告枠左上部に「**広告**」と記載すること。
3. 掲載広告使用色 黒1色

### 【イメージ図】



# 広告掲載を不許可にした場合

中央図第 号  
平成 年 月 日

申込者住所

申込者代表者職・氏名

大阪府立中央図書館  
館長 氏 名

貸出レシート（貸出資料情報）広告申込みの結果について（通知）

先に申込みのあった標記について、審査の結果下記により広告掲載を認められない

こととなりましたので通知します。

記

理 由

# 広告掲載を許可した場合

中央図第 号  
平成 年 月 日

申込者住所 \_\_\_\_\_

申込者代表者職・名 \_\_\_\_\_

大阪府立中央図書館  
館長 氏 名

貸出レシート（貸出資料情報）広告申込みの結果について（通知）

先に申込みのあった標記について、審査の結果下記のとおり決定しましたので通知  
します。

広告掲載者は、別紙承諾書を平成 年 月 日までに大阪府立中央図書館長  
に提出してください。

## 記

1. 広告掲載の可否 広告掲載を別紙承諾書の条件を附して認める
2. 広告掲載を認める期間 平成 年 月 1日～平成 年 月 末日
3. 広告文の文言は以下のとおりとする

【広告文】

# 承 諾 書 (承諾書表面)

大阪府立中央図書館長様

1. 広告媒体 大阪府立中央図書館資料貸出情報
2. 広告掲載期間 平成 年 月 1 日から平成 年 月 末日
3. 広告内容 【広告文言】

上記の広告掲載にあたっては、大阪府広告事業要綱、大阪府広告基準、大阪府立中央図書館  
広告等掲載要領、大阪府立中央図書館貸出レシート(貸出資料情報)広告等取扱い基準並びに  
裏面の遵守事項を守り承諾いたします。

平成 年 月 日

広 告 主 住 所 \_\_\_\_\_

広告主代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 遵 守 事 項 (承諾書裏面)

- 1 . 広告主は納入期限までに広告料を納付しなければならない。
- 2 . 納入期限までに広告料を納付できなかった場合は、広告掲載を取消すことがある。
- 3 . 広告主は、広告掲載の詳細を大阪府立中央図書館と打ち合わせること。
- 4 . 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 . 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
- 6 . この条件に定めのない事項については、大阪府立中央図書館長の指示に従うこと。